

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・203 上吉田与北線

3・5・204 善通寺金蔵寺線（3・4・204 善通寺金蔵寺線から名称変更）

3・4・205 善通寺高瀬線（3・4・205 善通寺豊浜線から名称変更）

3・4・206 片原町線

3・4・207 本郷通赤門線

3・4・208 大通線

3・4・209 中筋西務主線（廃止）

3・5・210 善通寺琴平線

3・5・211 生野線

3・6・212 善通寺荘内線

3・6・213 佐伯線（廃止）

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び善通寺市建設農林部土木都市計画課

3 縦覧期間

平成26年11月21日から同年12月5日まで